

技術職員等名簿（建設工事用）

氏名	生年月日	有資格区分コード	実務経験業種	監理技術者資格者証交付番号

- 【記載要領】**
- ・現場に配置可能な職員（代表者を含む）のみ記載すること。（現場代理人・主任技術者は当該名簿の中から選任すること）
 - ・「有資格区分コード」は、別紙の技術職員コード表に基づいて記入すること。
001～004の場合は、「実務経験業種」欄に担当業種を記載すること。
- 【添付書類】**
- ・「四日市市の個別申請書類の提出後に変更を生じた場合の添付書類一覧」を参照のうえ、必要な添付書類を提出すること。

技術職員名簿コード表(経営事項審査における技術職員有資格区分コードによる)

	コード	資格区分	
実務経験 又は 大臣認定	001	高等学校卒業後5年以上、高専・大学卒業後3年以上の実務経験を有し、在学中に建設業法施行規則で定める学科を修めた者	
	002	10年以上の実務経験を有する者	
	003	国土交通大臣が、1級国家資格者と同等以上の能力を有すると認めた者	
	004	001もしくは002に該当する者又はこれらと同等以上の知識及び技術又は技能を有すると国土交通大臣が認定した者のうち、発注者から直接請け負い請負代金の額が4500万円以上のものに関して、2年以上の指導監督的な実務経験を有する者と同等以上の能力を有すると国土交通大臣が認めた者	
建設業法	111	一級建設機械施工(管理)技士	
	212	二級 " (第1種～第6種)	
	113	一級土木施工管理技士	
	214	二級 " (土木)	
	215	二級 " (鋼構造物塗装)	
	216	二級 " (薬液注入)	
	120	一級建築施工管理技士	
	221	二級 " (建築)	
	222	二級 " (躯体)	
	223	二級 " (仕上げ)	
	127	一級電気工事施工管理技士	
	228	二級 "	
	129	一級管工事施工管理技士	
	230	二級 "	
	131	一級電気通信施工管理技士	
	232	二級 "	
133	一級造園施工管理技士		
234	二級 "		
建築士法	137	一級建築士	
	238	二級 "	
	239	木造 "	
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	
	144	電気・電子・総合技術監理(電気・電子)	
	145	機械・総合技術監理(機械)	
	146	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体力学」又は「熱工学」)	
	147	上下水道・総合技術監理(上下水道)	
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)	
	149	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	
	150	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)	
	151	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	
	152	衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)	
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)	
水道法	265	給水装置工事主任技術者	1年
電気工事士法	155	第一種電気工事士	
	256	第二種 "	3年
電気事業法	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	5年
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者	5年
消防法	168	甲種消防設備士	
	169	乙 "	

その他 (四日市市 独自)	997	三重県農業管理指導士 ※1
	998	街路樹剪定士 ※2
	999	推進工事技士 ※3

職業能力 開発促進 法	171	建築大工 (1級)	
	271	" (2級)	3年
	164	型枠施工 (1級)	
	264	" (2級)	3年
	172	左官 (1級)	
	272	" (2級)	3年
	157	とび・とび工 (1級)	
	257	" (2級)	3年
	173	コンクリート圧送施工 (1級)	
	273	" (2級)	3年
	166	ウェルポイント施工 (1級)	
	266	" (2級)	3年
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)	
	274	" " (2級)	3年
	175	給排水衛生設備配管 (1級)	
	275	" (2級)	3年
	176	配管「建築配管作業」・配管工 (1級)	
	276	" " (2級)	3年
	170	建築板金「ダクト板金作業」 (1級)	
	270	" (2級)	3年
	177	タイル張り・タイル張り工 (1級)	
	277	" " (2級)	3年
	178	築炉・築炉工 (1級)・れんが積み	
	278	" " (2級)	3年
	179	ブロック建築・ブロック建築工 (1級)・コンクリート積みブロック施工	
	279	" " (2級)	3年
	180	石工・石材施工・石積み (1級)	
	280	" " " (2級)	3年
職業能力 開発促進 法	181	鉄工「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」・製罐 (1級)	
	281	" " (2級)	3年
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」 (1級)	
	282	" " (2級)	3年
	183	工場板金 (1級)	
	283	" (2級)	3年
	184	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」 (1級)	
	284	" " " (2級)	3年
	185	板金・板金工・打出し板金 (1級)	
	285	" " " (2級)	3年
	186	かわらぶき・スレート施工 (1級)	
	286	" " (2級)	3年
	187	ガラス施工 (1級)	
	287	" (2級)	3年
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工 (1級)	
	288	" " " (2級)	3年
	189	建築塗装・建築塗装工 (1級)	
	289	" " (2級)	3年
	190	金属塗装・金属塗装工 (1級)	
	290	" " (2級)	3年
	191	噴霧塗装 (1級)	
	291	" (2級)	3年
	167	路面標示施工	
	192	畳製作・畳工 (1級)	
	292	" " (2級)	3年
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)	
	293	" " " " " " " (2級)	3年
	194	熱絶縁施工 (1級)	
294	" (2級)	3年	

195	建具製作・建具工・木工「建具製作作業」・カーテンウォール施工・サッシ施工	
295	〃 〃 〃 〃 〃	3年
196	造園（1級）	
296	〃（2級）	3年
197	防水施工（1級）	
297	〃（2級）	3年
198	さく井（1級）	
298	〃（2級）	3年
061	地すべり防止工事 ※4	1年
062	建築設備士 ※5	1年
063	計装 ※6	1年
040	基礎ぐい工事 ※7	
060	解体工事 ※8	
064	基幹技能者	

注)

・四日市市において、経験年数により主任技術者となり得る資格者（実務経験者）は、経営事項審査申請書の技術職員名簿に当該業種の実務経験の資格が登録されている者（または監理技術者証で当該業種の実務経験の資格が確認できる者）に限定しています。

・資格区分の欄の右端に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

・平成15年度以前に職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格した者については、建設業法第7条第2号ハに該当するために必要な検定合格後の実務経験の年数は1年です。

※1 三重県農業管理指導士認定事業実施要綱に基づく認定試験が該当します。

※2 一般社団法人日本造園建設業協会が行う街路樹剪定士認定試験が該当します。

※3 公益社団法人日本推進技術協会が行う推進工事技士試験が該当します。

※4 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

※5 建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

※6 建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

※7 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートパイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。

※8 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

四日市市の個別申請書類の添付書類一覧

【1】国家資格・実務経験等の資格を確認できる書類

各技術者について、合格証書等の写し等の資格が確認できる書類を添付してください。

(注1)資格が「実務経験」の場合

経験年数により主任技術者となり得る資格のある者(以下、「実務経験者」)については、経営事項審査申請書の技術職員名簿(又は監理技術者証)で実務経験の資格を確認できる者に限定しています。

実務経験の資格を確認するための書類として、下記①②をご提出ください。

<実務経験者の添付書類>

実務経験者を技術者として申請した時の

- ①「経営事項審査結果通知書の写し」
- ②「技術職員名簿」(別紙二)の写し

※実務経験の業種が監理技術者証で確認できる場合は、下記の①②を提出してください。

- ①監理技術者証の写し(講習終了履歴や備考欄に記載がある場合は、裏面も)
- ②監理技術者講習終了証の写し

(注2)三重県農薬管理指導士、街路樹剪定士の資格について

平成30年6月以降の発注分から、配置予定技術者として申請できる者については、あらかじめ技術職員名簿に登録のある方に限定します。三重県農薬管理指導士、街路樹剪定士をお持ちの場合は、ご登録をお願いします。

(注3)合格後、実務経験を要する資格

試験合格後、一定の実務経験年数が必要な場合があります。

名簿に登録は可能ですが、建設工事の主任技術者としては配置できませんので、ご注意ください。

- ・給水装置工事主任技術者(1年)
- ・第二種電気工事士(3年)
- ・技能検定の2級合格者(3年) など。

【2】雇用を確認できる書類

各技術者について、直接的かつ恒常的(3ヵ月以上)な雇用関係が確認できる雇用保険・社会保険等の写しを添付してください。(何れかひとつで可)

※保険証等の写しに記載の保険者番号及び被保険者記号・番号(QRコードがある場合は、QRコード含む)を黒く塗りつぶしていただくなど、判読できないようにマスキングを施して提出してください。

※個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、黒く塗りつぶしていただくなど、判読できないようにマスキングを施して提出してください。

	常時雇用を証する書類	採用日の確認事項
工事・ コンサル 共通	健康保険被保険者証	資格取得年月日
	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書	被保険者となった年月日
	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	標準報酬決定年月日
	住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書	通知日
工事	監理技術者資格者証(講習終了履歴や備考欄に記載がある場合は裏面の写し)と監理技術者講習修了証	交付年月日
	経営事項審査結果通知書と当該経審申請時の「技術職員名簿」(別紙二)	審査基準日
コンサル	建築士事務所登録証明書	登録年月日
	測量士名簿記載事項証明書	発行日
	技術士登録証明書	登録年月日
	RCCM登録証	登録年月日